南陽市緊急通報システム

Ｑ１：「緊急通報システム」って何ですか？

Ａ：健康上の不安を抱えて生活している一人暮らしの高齢者等に、下の写真のような機器を貸し出しています。急に具合が悪くなったときや、動けなくなったときなどに救急車を手配してもらったり、緊急連絡先に登録された方へ連絡してもらうことができます。

Ｑ２：７８歳の母が、市内に一人で暮らしています。心臓に持病があり、夜に発作が起きないか心配しています。利用できますか？

Ａ：利用できます。市内に住所があり健康上の不安を抱えている方で、下記のいずれかに該当することが要件となります。
（ただし、固定電話または携帯電話のどちらかをお持ちで、ボタンの操作が可能な方に限ります。）

- **６５歳以上の一人暮らしの方**
- **６５歳以上の方のみの世帯（老夫婦、親子、兄弟等）**
- **身体障害者のみの世帯**
- **６５歳以上の方と身体障害者のみの世帯**

Ｑ３：利用料金と支払方法を教えてください。

Ａ：世帯の所得によって３段階に分かれています。
毎年、７月１日に市民税の課税状況を調査して当該年度の利用料金を見直しています。支払方法は**口座振替**になります。**利用者以外の方の口座でも結構です**。

- **市民税課税世帯　　月　７００円**
- **市民税非課税世帯　　月　４００円**
- **生活保護世帯　　０円**

Ｑ４：固定電話か携帯電話のどちらかがあれば、利用できますか？

Ａ：利用できます。システムの通信は、携帯電話通信網を使った通信方式を採用しています。（そのため、携帯電話の電波が圏外または微弱な場合は利用できません。）

Ｑ５：借屋でも利用できますか？

Ａ：家主からの承認があれば、利用できます。本体設置のために壁に穴を開けたり、配線を取り付ける場合がありますので、その了承が必要になります。

Ｑ６：利用するにはどういった手続きが必要ですか？

Ａ：申し込みから設置までは以下の①～⑤の手続きとなります。

① 市役所福祉課に申し込みをします。
② 後日、担当職員が生活状況などの訪問調査（聞き取り）に伺います。
③ ②の結果、設置決定の有無を通知します。
④ 警備会社が設置場所（部屋）、緊急時の入口の確認のために伺います。
⑤ 後日、警備会社が設置（簡単な配線工事）します。

※市役所へいらっしゃるのが大変な方は、電話でご連絡していただくか地区の民生委員児童委員へご相談ください。担当者がご自宅へ訪問しご相談をお受けします。
※緊急連絡先として、できるだけ南陽市内在住の方３名（ご親戚、知人等）のご登録をお願いします。

◆◇◆　問い合わせ先　◆◇◆
南陽市役所福祉課介護業務係
ＴＥＬ：４０－０６１０【直通】
住　所：南陽市三間通４３６－１